

## 令和6年度山形市非FIT型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 市長は、太陽光発電設備及び蓄電池等の設置を支援することにより、再生可能エネルギーの導入及び電力の地産地消等を促進し、本市の脱炭素化の推進を図るため、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号）に基づき、市内に当該設備の設置を行う者に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において山形市非FIT型太陽光発電設備等導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 株式会社、合同会社、合資会社、合名会社、有限会社及び個人事業主をいう。
- (2) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。
- (3) 学校法人 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。
- (4) 医療法人 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人をいう。
- (5) NPO法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。
- (6) 協同組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人、企業等、社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人又は協同組合その他市長が特に認める者

- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 次条に規定する補助対象事業について、国、県等から他の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がない者
- (4) 第9条第1項の規定による補助金の交付申請及び事業実績報告時点において、次のアからウまでのいずれかに該当する者
  - ア 本市に住所を有する者であって、その者の居住する専用住宅又は居住の用に供する床面積が当該建築物の延べ床面積の2分の1以上を占める併用住宅（これらに附属する車庫、物置、敷地等を含む。）（以下これらを「住宅等」という。）に別表第1に定める補助対象設備（以下「補助対象設備」という。）の設置を行うもの（以下「住宅等用設置者」という。）
  - イ 市内にある事業の用に供する建築物（自己の所有する店舗、事務所、営業所、倉庫等の用に供する建築物又は賃貸借契約若しくは使用貸借契約により借り受けている建築物（これらに附属する敷地を含む。以下同じ。）で、その所有者から補助対象設備の設置を行うことについて同意を得ている建築物に限る。）（以下これらを「事業所等」という。）に補助対象設備の設置を行うもの（個人であるか団体であるかを問わない。以下「事業所等用設置者」という。）
  - ウ 市内にある住宅等又は事業所等の所有者又は使用者（第1号から前号までの規定のいずれにも該当する者に限る。）と締結したP P A（電力販売契約をいう。以下同じ。）に基づき補助対象設備を設置し、又は当該住宅等又は事業所等に設置するための補助対象設備を当該住宅等又は事業所等の所有者又は使用者に対してリースする事業者（以下「P P A等事業設置者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないとする者は、補助対象者としな

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、別表第1に定める補助の要件を満たすものとする。ただし、住宅展示場（モデルルーム）等で展示を目的に設置するものを除く。

- (1) 市内の住宅等又は事業所等において補助対象設備の設置を市内に所在する他の事業者

(当該補助対象者と資本関係(一方が他方の株式を所有し、又は一方が他方に出資している関係をいう。)がない者に限る。)に委託等して実施する事業

- (2) P P Aに基づき補助対象設備を市内の住宅等又は事業所等に設置し、又は当該住宅等又は事業所等に設置するための補助対象設備をリースする(市内に所在する事業者から補助対象設備を購入し、かつ、市内に所在する事業者がその設置工事及び保守を行うものに限る。)事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する費用のうち地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日付け環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。)別表第1に定める経費とし、補助金の額は、別表第2の補助金の額の欄に掲げる額とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事前協議書(別記様式第1号)を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前項の場合において、事前協議書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の額が分かる書類(見積書等の写し)
- (2) 補助対象設備の型式名、製造番号、定格出力等を確認することができるカタログ等の書類
- (3) 居住部分の床面積が分かる平面図(併用住宅に設置する場合に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 事前協議書の受付期間は、令和6年7月1日から同年8月30日までとする。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の受付期間に受け付けた事前協議書に係る補助金の交付予定額の合計額が予算額に満たなかった場合は、当該期間を延長することができる。

(協議結果の通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による事前協議書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付予定通知書(別記様式第2号)により、当該事前

協議書の提出を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前条第3項に定める受付期間内に補助金の交付予定額が予算額を超えた場合は、事前協議書の提出を行った者の中から抽選を行い、補助金の交付予定者を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定による抽選から外れた者を対象に、繰上げ順位（予算の確保ができた場合に、補助金の交付の対象となる順位をいう。以下同じ。）を決定するものとする。

（事業計画変更等）

第8条 前条第1項の規定により補助金交付予定通知を受けた者（以下「補助金交付予定者」という。）は、当該通知を受けた日から補助対象事業が完了する日までの間（以下「交付予定期間」という。）において、補助対象経費の減額（20%以内の減額を除く。）をしようとするときは当該減額に係る書類を添えて、又は事前協議を取り下げようとするときは速やかに、事業計画変更等申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 補助金交付予定者は、交付予定期間において、補助対象経費の増額（20%以内の増額で、かつ、補助金の額の増額を伴わない変更を除く。）をしようとするときは、事前協議を取り下げるとともに、再度事前協議書を市長に提出し、その内容の審査を受けなければならない。この場合においては、第6条第3項の規定は、適用しない。

3 市長は、事業計画変更等申請書の提出があった場合において、その内容が補助金交付予定額を減額する変更であるときは速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは事業計画変更承認通知書（別記様式第4号）により、その内容が事前協議を取り下げるものであるときは補助金交付予定取消通知書（別記様式第5号）により、それぞれ当該事業計画変更等申請書の提出を行った者に通知するものとする。

4 市長は、事前協議の取下げ等により、補助金の交付に関し予算の確保ができた場合には、前条第3項に定める繰上げ順位の高い者から優先して補助金交付予定者を決定するものとする。

（補助金交付申請及び実績報告）

第9条 規則第5条及び第13条の規定にかかわらず、補助金交付予定者は、補助対象事業が完了したときは、補助金交付申請書兼事業実績報告書（別記様式第6号）を市長に提出

することにより、速やかに補助金の交付の申請及び補助対象事業の実績の報告をしなければならない。

- 2 前項の場合において、補助金交付申請書兼事業実績報告書に添付すべき書類は、別表第3のとおりとする。
- 3 補助金交付申請書兼事業実績報告書の提出期限は、令和7年1月31日とする。
- 4 市長は、補助金交付申請書兼事業実績報告書の提出を行った者に対し、必要に応じて補助対象設備の設置工事等に関する書類の提示、現地調査等を求めることができる。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第10条 規則第8条の規定による補助金の交付決定の通知及び規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、山形市非FIT型太陽光発電設備等導入事業費補助金の交付決定及び額の確定について（通知）（別記様式第9号）により行うものとする。

(補助対象設備の使用状況報告)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて補助対象設備に関する状況報告を求めることができる。

(財産処分の制限)

第12条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

- 2 規則第18条第2号に規定する市長が指定するものは、この要綱による補助金の交付を受けて設置した補助対象設備とする。
- 3 規則第18条の承認を受けようとする者は、財産処分承認申請書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の承認をする場合には、当該承認を受けようとする者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

(帳簿の備付け)

第13条 規則第19条に規定する関係書類は、前条第1項に規定する期間中整理保管しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月26日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

補助対象設備	補助の要件
太陽光発電設備	<p>次の(1)から(4)までの全ての要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 国実施要領別紙2の1に定める事業の要件及び2ア(ア)に定める交付要件を満たすものであること。</p> <p>(2) 令和6年6月1日以後に設置工事に係る工事請負契約又は売買契約（P P A又はリースにより設置する場合は、P P A事業実施契約又はリース契約）を締結するものであること。</p> <p>(3) 余剰電力を売却する場合は、山形県が実施する「山形県県民みんなで地産地消電力買取プラン」に登録されている小売電気事業者に売却するものであること。</p> <p>(4) 令和6年6月1日から令和7年1月31日までの間に、補助対象設備の設置工事を完了し、かつ、電力会社との電力受給を開始するものであること。（余剰電力を売却する場合に限る。）</p>
蓄電池	<p>次の(1)から(3)までの全ての要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 国実施要領別紙2の1に定める事業の要件及び2ア(イ)に定める交付要件を満たすものであること。</p> <p>(2) 令和6年6月1日以後に設置工事に係る工事請負契約又は売買契約（P P A又はリースにより設置する場合は、P P A事業実施契約又はリース契約）を締結するものであること。</p> <p>(3) 令和6年6月1日から令和7年1月31日までの間に設置工事を完了するものであること。</p>
エネルギーマネジメントシステム	<p>次の(1)から(3)までの全ての要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 国実施要領別紙2の1に定める事業の要件及び2ア(カ)に定める交付要件を満たすものであること。</p> <p>(2) 令和6年6月1日以後に設置工事に係る工事請負契約又は売買契約（P P A又はリースにより設置する場合は、P P A事業実施契約又はリース契約）を締結するものであること。</p> <p>(3) 令和6年6月1日から令和7年1月31日までの間に設置工事を完了するものであること。</p>

別表第2（第5条関係）

補助対象設備	補助金の額
太陽光発電設備	<p>(1) 住宅等 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの出力の合計値のいずれか低い値（kW表示に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。次号において同じ。）に1kW当たり7万円を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、5kWに相当する額を限度とする。</p> <p>(2) 事業所等 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの出力の合計値のいずれか低い値に1kW当たり5万円を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、100kWに相当する額を限度とする。</p>
蓄電池	<p>(1) 住宅等 蓄電池の購入価格（設置に係る工事費に相当する額を含み、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。次号において同じ。）に3分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、5万円を限度とする。</p> <p>(2) 事業所等 蓄電池の購入価格に3分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、100万円を限度とする。</p>
エネルギーマネジメントシステム	<p>(1) 住宅等 エネルギーマネジメントシステムの購入価格（設置に係る工事費に相当する額を含み、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。次号において同じ。）に3分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、5万円を限度とする。</p> <p>(2) 事業所等 エネルギーマネジメントシステムの購入価格に3分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、100万円を限度とする。</p>



別表第3（第9条関係）

補助対象者	補助金交付申請書兼事業実績報告書に添付すべき書類
住宅等用設置者	<p>ア 誓約書兼同意書（別記様式第7号）</p> <p>イ 設置場所及びその付近の見取図</p> <p>ウ 設置工事に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し（補助対象経費の額が分かる書類を添付すること。）</p> <p>エ 設置工事に係る領収書の写し</p> <p>オ 補助対象設備の設置工事着手前の状況を示す建物全体及び補助対象設備の設置予定個所の写真</p> <p>カ 補助対象設備の設置工事完了後の状況を示す建物全体及び補助対象設備の設置状況を確認することができる写真（写真により全ての太陽光モジュールの枚数を確認することができない場合には、写真に加え太陽光モジュールの配置図を添付すること。）</p> <p>キ 自家消費計画書（別記様式第8号）</p> <p>ク 電力会社との受給契約を証明する書類の写し（余剰電力を売却する場合に限る。）</p> <p>ケ 借り受けている住宅等の所有者の承諾書（申請者が補助対象設備を設置すること及び法定耐用年数にわたり補助対象設備を使用することを認める旨を内容とするもの）及び賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し（補助対象設備を設置する住宅等を借り受けている場合に限る。）</p> <p>コ その他市長が必要と認める書類</p>
事業所等用設置者	<p>ア 申請者の登記事項証明書（申請者が個人の場合は、本人の住民票）</p> <p>イ 誓約書兼同意書（別記様式第7号）</p> <p>ウ 設置場所及びその付近の見取図</p> <p>エ 設置工事に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し（補助対象経費の額が分かる書類を添付すること。）</p> <p>オ 設置工事に係る領収書の写し</p> <p>カ 補助対象設備の設置工事着手前の状況を示す建物全体及び補助対象設備の設置予定個所の写真</p> <p>キ 補助対象設備の設置工事完了後の状況を示す建物全体及び補助対象設備の設置状況を確認することができる写真（写真により全ての太陽光モジュールの枚数を確認することができない場合には、写真に加え太陽光モジュールの配置図を添付すること。）</p> <p>ク 自家消費計画書</p> <p>ケ 電力会社との受給契約を証明する書類の写し（余剰電力を売却する場合に限る。）</p> <p>コ 借り受けている事業所等の所有者の承諾書（申請者が補助対象設備を設置すること及び法定耐用年数にわたり補助対象設備を使用することを認める旨を内容とするもの）及び賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し（補助対象設備を設置する事業所等を借り受けている場合に限る。）</p> <p>サ その他市長が必要と認める書類</p>
P P A等事業設置者	<p>① 住宅等への設置の場合</p> <p>ア 申請者の登記事項証明書（申請者が個人の場合は、本人の住民票）</p>

- イ 誓約書兼同意書（別記様式第7号）（申請者及び補助対象設備を設置する住宅等の所有者等の2通）
  - ウ 設置場所及びその付近の見取図
  - エ P P A事業実施契約書の写し（補助対象経費の額が分かる書類を添付すること。契約期間が補助対象設備の法定耐用年数に満たない場合は、法定耐用年数に達するまでの期間、継続的に使用することを証明する書類を添付すること。）（P P Aにより設置する場合に限る。）
  - オ P P A料金等計算書（補助金額相当額がP P A料金から控除されることを確認することができる書類）（P P Aにより設置する場合に限る。）
  - カ リース契約書の写し（補助対象経費の額が分かる書類を添付すること。契約期間が補助対象設備の法定耐用年数に満たない場合は、法定耐用年数に達するまでの期間、継続的に使用することを証明する書類を添付すること。）（リースにより設置する場合に限る。）
  - キ リース計算書等（補助金額相当額がリース料金から控除されることを確認することができる書類）（リースにより設置する場合に限る。）
  - ク 補助対象設備の設置工事着手前の状況を示す建物全体及び補助対象設備の設置予定個所の写真
  - ケ 補助対象設備の設置工事完了後の状況を示す建物全体及び補助対象設備の設置状況を確認することができる写真（写真により全ての太陽光モジュールの枚数を確認することができない場合には、写真に加え太陽光モジュールの配置図を添付すること。）
  - コ 自家消費計画書
  - サ 電力会社との受給契約を証明する書類の写し（余剰電力を売却する場合に限る。）
  - シ 借り受けている住宅等の所有者の承諾書（申請者が補助対象設備を設置すること及び法定耐用年数にわたり補助対象設備を使用することを認める旨を内容とするもの）及び賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し（補助対象設備を設置する住宅等を借り受けている場合に限る。）
  - ス その他市長が必要と認める書類
- ② 事業所等への設置の場合
- ア 申請者の登記事項証明書（申請者が個人の場合は、本人の住民票）
  - イ 補助対象設備を設置する事業所等を有する企業等の登記事項証明書（補助対象設備を設置する事業所等を有する企業等が個人の場合は、本人の住民票）
  - ウ 誓約書兼同意書（別記様式第7号）（申請者及び補助対象設備を設置する事業所等の代表者の2通）
  - エ 設置場所及びその付近の見取図
  - オ P P A事業実施契約書の写し（補助対象経費の額が分かる書類を添付すること。契約期間が補助対象設備の法定耐用年数に満たない場合は、法定耐用年数に達するまでの期間、継続的に使用することを証明する書類を添付すること。）（P P Aにより設置する場合に限る。）
  - カ P P A料金等計算書（補助金額相当額がP P A料金から

控除されることを確認することができる書類) (P P Aにより設置する場合に限る。)

キ リース契約書の写し(補助対象経費の額が分かる書類を添付すること。契約期間が補助対象設備の法定耐用年数に満たない場合は、法定耐用年数に達するまでの期間、継続的に使用することを証明する書類を添付すること。)(リースにより設置する場合に限る。)

ク リース計算書等(補助金額相当額がリース料金から控除されることを確認することができる書類)(リースにより設置する場合に限る。)

ケ 補助対象設備の設置工事着手前の状況を示す建物全体及び補助対象設備の設置予定個所の写真

コ 補助対象設備の設置工事完了後の状況を示す建物全体及び補助対象設備の設置状況を確認することができる写真(写真により全ての太陽光モジュールの枚数を確認することができない場合には、写真に加え太陽光モジュールの配置図を添付すること。)

サ 自家消費計画書

シ 電力会社との受給契約を証明する書類の写し(余剰電力を売却する場合に限る。)

ス 借り受けている事業所等の所有者の承諾書(申請者が補助対象設備を設置すること及び法定耐用年数にわたり補助対象設備を使用することを認める旨を内容とするもの)及び賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し(補助対象設備を設置する事業所等を借り受けている場合に限る。)

セ その他市長が必要と認める書類

別記

様式第1号（第6条関係）

【住宅等用（PPA又はリースを含む。）】

年 月 日

（宛先）山形市長

（申出者）

郵便番号	〒
所在地	
企業（法人）名	※PPA等設置事業者の場合のみ記入
フリガナ 代表者職氏名	※PPA等設置事業者以外の場合は氏名（フリガナ）のみ記入
電話番号	

事前協議書

令和6年度山形市非FIT型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり協議します。

記

1 他の補助金を受給していない、又は受給する予定がないことの確認	<input type="checkbox"/> 私は、本事前協議書に係る太陽光発電設備・蓄電池・エネルギーマネジメントシステムの設置に際して、他の補助金を受給していない、又は受給する予定はありません。 ※ <input type="checkbox"/> にチェックしてください。 ※他の補助金を受給した、又は受給する予定がある場合は、補助の対象になりません。
2 設置の区分	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> PPA <input type="checkbox"/> リース ※ <input type="checkbox"/> にチェックしてください。
3 設備の設置場所	山形市
※PPA又はリースの場合	設置する住宅等の所有者 住所 氏名 電話番号
4 建築の区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築 ※ <input type="checkbox"/> にチェックしてください。
5 住宅の区分	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（居住用の床面積が、その建築物の延床面積の2分の1以上であるもの） ※ <input type="checkbox"/> にチェックしてください。
6 発電電力の用途	<input type="checkbox"/> 自家消費のみ <input type="checkbox"/> 自家消費＋余剰売電（受給開始予定日 年 月 日）

※裏面に続きます。







第 号  
年 月 日

様

山形市長

補助金交付予定通知書

年 月 日付けで事前協議のあった山形市非FIT型太陽光発電設備等導入事業費補助金について、下記のとおり交付予定としますので、令和6年度山形市非FIT型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 事前協議書受付日	年 月 日
2 補助金交付受付番号	
3 補助金交付予定額	円

備考

この通知は、補助金の交付予定を通知するものであり、交付の決定ではありません。正式な交付の決定は、補助対象設備の設置完了後に提出していただく補助金交付申請書兼事業実績報告書及びその添付書類を審査した上で行います。



（宛先）山形市長

（申請者）

郵便番号	〒
所在地	
企業（法人）名	※事業者の場合のみ記入
フリガナ 代表者職氏名	※事業者以外の場合は氏名（フリガナ）のみ記入
電話番号	

## 事業計画変更等申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付予定の通知を受けた山形市非F I T型太陽光発電設備等導入事業費補助金につきまして、その内容の変更・事前協議の取下げをしたいので、令和6年度山形市非F I T型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

## 1 変更等の内容（変更等のある項目のみ記入してください。）

## (1) 補助金交付決定額の減額変更

## ①太陽光発電設備

変更項目	変更前	変更後
製造者（メーカー）		
公称最大出力	kW	kW
補助対象出力	kW	kW
補助金交付予定額	円	円
変更理由		

## ②蓄電池

変更項目	変更前	変更後
製造者（メーカー）		
定格容量	kWh	kWh
設置費用	円	円
補助金交付予定額	円	円
変更理由		

③エネルギーマネジメントシステム

変更項目	変更前	変更後
製造者（メーカー）		
設置費用	円	円
補助金交付予定額	円	円
変更理由		

(2) 事前協議の取下げ（事業の廃止、補助金交付予定額の増額変更等）

取下げ理由	
-------	--

2 添付図書

市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

山形市長

事業計画変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった事業計画の変更等について、令和6年度山形市非FIT型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり承認をすることに決定しましたので、通知します。

記

変更項目	変更前	変更後
補助金交付予定額	円	円

備考

この通知は、補助金の交付予定を通知するものであり、交付の決定ではありません。正式な交付の決定は、補助対象設備の設置完了後に提出していただく補助金交付申請書兼事業実績報告書及びその添付書類を審査した上で行います。

第 号  
年 月 日

様

山形市長

補助金交付予定取消通知書

年 月 日付け 第 号で補助金交付予定の通知をした山形市非FIT型太陽光発電設備等導入事業費補助金につきまして、年 月 日付けで事業計画変更等申請書（事前協議の取下げ）の提出があったことから、下記のとおり交付予定を取り消しますので、令和6年度山形市非FIT型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

補助金交付予定通知日	年 月 日
補助金交付予定通知番号	第 号
交付予定の取消日	年 月 日

（宛先）山形市長

（申請・報告者）

郵便番号	〒
所在地	
企業（法人）名	※PPA等設置事業者の場合のみ記入
フリガナ 代表者職氏名	※PPA等設置事業者以外の場合は氏名（フリガナ）のみ記入
電話番号	

補助金交付申請書兼事業実績報告書

山形市非FIT型太陽光発電設備等導入事業費補助金に係る事業が完了しましたので、令和6年度山形市非FIT型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付の申請及び事業実績の報告をします。

記

1 設置の区分	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> PPA <input type="checkbox"/> リース ※ <input type="checkbox"/> にチェックしてください。
2 設備の設置場所	山形市
※PPA又はリースの場合	設置した住宅等の所有者 住所 氏名 電話番号
3 建築の区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築 ※ <input type="checkbox"/> にチェックしてください。
4 住宅の区分	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（居住用の床面積が、その建築物の延床面積の2分の1以上であるもの） ※ <input type="checkbox"/> にチェックしてください。
5 発電電力の用途	<input type="checkbox"/> 自家消費のみ <input type="checkbox"/> 自家消費+余剰売電（受給開始予定日 年 月 日）
6 設置した設備の概要と設置工事費	別紙1に記載すること。
7 太陽電池モジュール製造番号表	別紙2に記載すること。

※裏面に続きます。

8 補助金交付申請額	<p>(1) 太陽光発電設備 ※千円未満切捨て(上限額35万円) 70,000円×(      kW) = (      円)</p> <p>(2) 蓄電池 ※千円未満切捨て(上限額5万円) (設置費用      円) × 1 / 3 = (      円)</p> <p>(3) エネルギーマネジメントシステム ※千円未満切捨て(上限額5万円) (設置費用      円) × 2 / 3 = (      円)</p>		
9 補助金の振込先			
金融機関名		支店名	
口座番号		預金の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
本人口座名義	(カタカナで記入)		
10 設置業者名	<p>郵便番号 〒</p> <p>住所</p> <p>会社名</p> <p>代表者職氏名</p> <p>事業所電話番号</p> <p>担当者電話番号</p> <p>担当者名</p> <hr/> <p>※補助金に関する担当者が上記と異なる場合に記入 (申請書類に関する問合せに対応することができる者)</p> <p>会社名</p> <p>事業所電話番号</p> <p>担当者電話番号</p> <p>担当者名</p>		
<p>11 添付書類 ※提出の際は、添付書類を順番に並べて提出してください。</p> <p>(1) 自己所有の場合</p> <p>ア 誓約書兼同意書(別記様式第7号)</p> <p>イ 設置場所及びその付近の見取図</p> <p>ウ 設置工事に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し(令和6年6月1日以後に設置工事に係る工事請負契約又は売買契約を締結するものであること。補助対象経費の額が分かる書類を添付すること。)</p> <p>エ 設置工事に係る領収書の写し</p> <p>オ 補助対象設備の設置工事着手前の状況を示す建物全体及び補助対象設備の設置予定個所の写真</p> <p>カ 補助対象設備の設置工事完了後の状況を示す建物全体及び補助対象設備の設置状況を確認することができる写真(写真により全ての太陽光モジュールの枚数を確認することができない場合には、写真に加え太陽光モジュールの配置図を添付すること。)</p> <p>キ 自家消費計画書(別記様式第8号)</p> <p>ク 電力会社との受給契約を証明する書類の写し(余剰電力を売却する場合に限る。)</p>			

ケ 借り受けている住宅等の所有者の承諾書（申請者が補助対象設備を設置すること及び法定耐用年数にわたり補助対象設備を使用することを認める旨を内容とするもの）及び賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し（補助対象設備を設置する住宅等を借り受けている場合に限る。）

コ その他市長が必要と認める書類

(2) P P A又はリースの場合

ア 申請者の登記事項証明書（申請者が個人の場合は、本人の住民票）

イ 誓約書兼同意書（別記様式第7号）（申請者及び補助対象設備を設置する住宅等の所有者等の2通）

ウ 設置場所及びその付近の見取図

エ P P A事業実施契約書の写し（補助対象経費の額が分かる書類を添付すること。契約期間が補助対象設備の法定耐用年数に満たない場合は、法定耐用年数に達するまでの期間、継続的に使用することを証明する書類を添付すること。）（P P Aにより設置する場合に限る。）

オ P P A料金等計算書（補助金額相当額がP P A料金から控除されることを確認することができる書類）（P P Aにより設置する場合に限る。）

カ リース契約書の写し（補助対象経費の額が分かる書類を添付すること。契約期間が補助対象設備の法定耐用年数に満たない場合は、法定耐用年数に達するまでの期間、継続的に使用することを証明する書類を添付すること。）（リースにより設置する場合に限る。）

キ リース計算書等（補助金額相当額がリース料金から控除されることを確認することができる書類）（リースにより設置する場合に限る。）

ク 補助対象設備の設置工事着手前の状況を示す建物全体及び補助対象設備の設置予定個所の写真

ケ 補助対象設備の設置工事完了後の状況を示す建物全体及び補助対象設備の設置状況を確認することができる写真（写真により全ての太陽光モジュールの枚数を確認することができない場合には、写真に加え太陽光モジュールの配置図を添付すること。）

コ 自家消費計画書（別記様式第8号）

サ 電力会社との受給契約を証明する書類の写し（余剰電力を売却する場合に限る。）

シ 借り受けている住宅等の所有者の承諾書（申請者が補助対象設備を設置すること及び法定耐用年数にわたり補助対象設備を使用することを認める旨を内容とするもの）及び賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し（補助対象設備を設置する住宅等を借り受けている場合に限る。）

ス その他市長が必要と認める書類

【事業所等用（PPA又はリースを含む。）】

年 月 日

（宛先）山形市長

（申請・報告者）

郵便番号	〒
所在地	
企業（法人）名	
フリガナ 代表者職氏名	
電話番号	

補助金交付申請書兼事業実績報告書

山形市非FIT型太陽光発電設備等導入事業費補助金に係る事業が完了しましたので、令和6年度山形市非FIT型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付の申請及び事業実績の報告をします。

記

1 設置の区分	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> PPA <input type="checkbox"/> リース ※ <input type="checkbox"/> にチェックしてください。
2 設備の設置場所	山形市
※PPA又はリースの場合	設置した事業所等の所有者等 住所 企業（法人）名 代表者職氏名 電話番号
3 建築の区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築 ※ <input type="checkbox"/> にチェックしてください。
4 建築物の区分	<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 営業所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ <input type="checkbox"/> にチェックしてください。
5 発電電力の用途	<input type="checkbox"/> 自家消費のみ <input type="checkbox"/> 自家消費＋余剰売電（受給開始予定日 年 月 日）
6 設置した設備の概要と設置工事費	別紙1に記載すること。
7 太陽電池モジュール製造番号表	別紙2に記載すること。

※裏面に続きます。



8 補助金交付申請額	<p>(1) 太陽光発電設備 ※千円未満切捨て(上限額500万円) 50,000円×(      .      kW) = (      円)</p> <p>(2) 蓄電池 ※千円未満切捨て(上限額100万円) (設置費用      円) × 1 / 3 = (      円)</p> <p>(3) エネルギーマネジメントシステム ※千円未満切捨て(上限額100万円) (設置費用      円) × 2 / 3 = (      円)</p>		
9 補助金の振込先			
金融機関名		支店名	
口座番号		預金の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
本人口座名義	(カタカナで記入)		
10 設置業者名	<p>郵便番号 〒</p> <p>住所</p> <p>会社名</p> <p>代表者職氏名</p> <p>事業所電話番号</p> <p>担当者電話番号</p> <p>担当者名</p> <hr/> <p>※補助金に関する担当者が上記と異なる場合に記入 (申請書類に関する問合せに対応することができる者)</p> <p>会社名</p> <p>事業所電話番号</p> <p>担当者電話番号</p> <p>担当者名</p>		
<p>11 添付書類 ※提出の際は、添付書類を順番に並べて提出してください。</p> <p>(1) 自己所有の場合</p> <p>ア 申請者の登記事項証明書(申請者が個人の場合は、本人の住民票)</p> <p>イ 誓約書兼同意書(別記様式第7号)</p> <p>ウ 設置場所及びその付近の見取図</p> <p>エ 設置工事に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し(令和6年6月1日以後に設置工事に係る工事請負契約又は売買契約を締結するものであること。補助対象経費の額が分かる書類を添付すること。)</p> <p>オ 設置工事に係る領収書の写し</p> <p>カ 補助対象設備の設置工事着手前の状況を示す建物全体及び補助対象設備の設置予定個所の写真</p> <p>キ 補助対象設備の設置工事完了後の状況を示す建物全体及び補助対象設備の設置状況を確認することができる写真(写真により全ての太陽光モジュールの枚数を確認することができない場合には、写真に加え太陽光モジュールの配置図を添付すること。)</p> <p>ク 自家消費計画書(別記様式第8号)</p>			

- ケ 電力会社との受給契約を証明する書類の写し（余剰電力を売却する場合に限る。）
- コ 借り受けている事業所等の所有者の承諾書（申請者が補助対象設備を設置すること及び法定耐用年数にわたり補助対象設備を使用することを認める旨を内容とするもの）及び賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し（補助対象設備を設置する事業所等を借り受けている場合に限る。）

サ その他市長が必要と認める書類

(2) P P A又はリースの場合

- ア 申請者の登記事項証明書（申請者が個人の場合は、本人の住民票）
- イ 補助対象設備を設置する事業所等を有する企業等の登記事項証明書（補助対象設備を設置する事業所等を有する企業等が個人の場合は、本人の住民票）
- ウ 誓約書兼同意書（別記様式第7号）（申請者及び補助対象設備を設置する事業所等の代表者の2通）
- エ 設置場所及びその付近の見取図
- オ P P A事業実施契約書の写し（補助対象経費の額が分かる書類を添付すること。契約期間が補助対象設備の法定耐用年数に満たない場合は、法定耐用年数に達するまでの期間、継続的に使用することを証明する書類を添付すること。）（P P Aにより設置する場合に限る。）
- カ P P A料金等計算書（補助金額相当額がP P A料金から控除されることを確認することができる書類）（P P Aにより設置する場合に限る。）
- キ リース契約書の写し（補助対象経費の額が分かる書類を添付すること。契約期間が補助対象設備の法定耐用年数に満たない場合は、法定耐用年数に達するまでの期間、継続的に使用することを証明する書類を添付すること。）（リースにより設置する場合に限る。）
- ク リース計算書等（補助金額相当額がリース料金から控除されることを確認することができる書類）（リースにより設置する場合に限る。）
- ケ 補助対象設備の設置工事着手前の状況を示す建物全体及び補助対象設備の設置予定個所の写真
- コ 補助対象設備の設置工事完了後の状況を示す建物全体及び補助対象設備の設置状況を確認することができる写真（写真により全ての太陽光モジュールの枚数を確認することができない場合には、写真に加え太陽光モジュールの配置図を添付すること。）
- サ 自家消費計画書（別記様式第8号）
- シ 電力会社との受給契約を証明する書類の写し（余剰電力を売却する場合に限る。）
- ス 借り受けている事業所等の所有者の承諾書（申請者が補助対象設備を設置すること及び法定耐用年数にわたり補助対象設備を使用することを認める旨を内容とするもの）及び賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し（補助対象設備を設置する事業所等を借り受けている場合に限る。）
- セ その他市長が必要と認める書類

様式第6号 別紙1

1 太陽光発電設備の概要

(1) 太陽電池の製造者（メーカー）（ ）

(2) 太陽電池モジュール ※複数ある場合にはそれぞれ記載

	型式名	公称最大出力	使用枚数
①	( )	( . ) W	( ) 枚
②	( )	( . ) W	( ) 枚
③	( )	( . ) W	( ) 枚
④	( )	( . ) W	( ) 枚

注：公称最大出力は、J I S等に基づく公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格規格の合計値のいずれか低い方とし、小数点第1位まで記載すること。

(3) 公称最大出力の合計値（ . kW ）

注：公称最大出力の合計値は、上記(2)①～④のそれぞれの積算値の合計値を1,000で除した値とし、小数点第2位未満を切り捨てた値を記載すること。

2 蓄電池の概要

(1) 蓄電池の製造者（メーカー）（ ）

(2) 蓄電池の型式（ ）

(3) 定格容量（ . kWh ）

注：定格容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値をいい、小数点第2位未満を切り捨てた値を記載すること。

3 エネルギーマネジメントシステム（EMS）の概要

(1) EMSの製造者（メーカー）（ ）

(2) EMSの型式（ ）

4 設置工事費内訳（※値引きがある場合、それぞれ値引き後の金額を記入）

(1) 太陽光発電設備 単位：円

項 目	金 額	備 考
太陽電池		
パワーコンディショナー・インバータ等		
架台		
モニター		
附属機器（接続箱・開閉器等）		
その他設置工事費（配線・電気・安全対策等）		
①小 計		

## (2) 蓄電池

単位：円

項 目	金 額	備 考
蓄電池		
電力変換装置		
附属機器（制御装置・計測装置・表示装置）		
その他設置工事費（配線・電気等）		
②小 計		

## (3) EMS

単位：円

項 目	金 額	備 考
EMS		
附属機器		
その他設置工事費（配線・電気等）		
③小 計		

太陽電池モジュール出力対比表

作成者（設置事業者）

会社名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

以下に記載の内容及びシステムの数値に間違いありません。

また、当該設備は未使用品であることを認めます。

太陽電池の製造者 (メーカー)	
太陽電池モジュール型式	

太陽電池モジュール製造番号表

番号	製造番号（左詰めで記入） 注：英字は大文字で記入													測定出力（W）				
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		

※メーカー作成の出力対比表又は製造番号表のコピーを別紙として添付することも可。

## 誓約書兼同意書

令和6年度山形市非F I T型太陽光発電設備等導入事業費補助金の申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

- 1 山形市内に住所を有します。
- 2 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行いません。
- 3 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（F I T）の認定又はフィードインプレミアム制度（F I P）の認定を取得しません。
- 4 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行いません。
- 5 上記のほか、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号）別紙2に定める事業の要件及び交付要件を遵守します。
- 6 山形市市税条例（昭和40年山形市条例第37号）第3条に規定する市税の滞納はありません。
- 7 補助対象事業について、国、県等からの他の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がありません。
- 8 6について山形市が私の市税の納付状況について公簿等により確認することに同意します。

（宛先）山形市長

年 月 日

住 所

電話番号

フリガナ

氏 名

印

生年月日

年 月 日

## 誓約書兼同意書

令和6年度山形市非F I T型太陽光発電設備等導入事業費補助金の申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

- 1 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行いません。
- 2 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又はフィードインプレミアム制度(FIP)の認定を取得しません。
- 3 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行いません。
- 4 上記のほか、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日付け環政計発第2203303号)別紙2に定める事業の要件及び交付要件を遵守します。
- 5 山形市市税条例(昭和40年山形市条例第37号)第3条に規定する市税の滞納はありません。
- 6 補助対象事業について、国、県等からの他の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がありません。
- 7 5について山形市が私の市税の納付状況について公簿等により確認することに同意します。

(宛先) 山形市長

年 月 日

住 所

電話番号

企業等名

フリガナ

役職・氏名

印

氏名又は企業等名

## 自家消費計画書

補助対象設備の最大出力	太陽光電池モジュール公称最大出力 <span style="float: right;">kW</span> ※公称最大出力は、J I S等に基づく公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格規格の合計値のいずれか低い方とし、小数点第1位まで記載すること。	
蓄電池の設置	<input type="checkbox"/> 設置する	蓄電池容量 <span style="float: right;">kWh</span>
	<input type="checkbox"/> 設置しない	
①補助対象設備における 発電電力量の見込み	kWh/年	
②自家消費量の見込み	kWh/年	
自家消費の割合 (②÷①)	%	
過去1年間の電力消費量 ※新築の場合は記入不要	kWh/年	
備考		

## 【必要添付書類】

- 1 「発電電力量の見込み」の算定根拠となる資料
- 2 「過去1年間の電力消費量」の算定根拠となる資料 ※新築の場合は不要

## 【留意事項】

- 1 自家消費は、一定の割合（個人：30%、企業等：50%）以上としてください。
- 2 補助金が交付された後、自家消費の割合を報告していただく場合があります。
- 3 自家消費割合が達成できるよう、過度な規模の設置は控えてください。



第 号  
年 月 日

様

山形市長

山形市非F I T型太陽光発電設備等導入事業費補助金の  
交付決定及び額の確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告のありましたみだしの補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、令和6年度山形市非F I T型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

補助金の交付請求は、所定の請求書によって行ってください。

記

- 1 確定補助金額 円
- 2 交付の条件
  - (1) 山形市補助金等の適正化に関する規則及び令和6年度山形市非F I T型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱を遵守してください。
  - (2) 太陽光発電設備・蓄電池・エネルギーマネジメントシステムの使用状況報告を市から求められたときは、協力してください。
  - (3) 法定耐用年数期間を経過する前に太陽光発電設備・蓄電池・エネルギーマネジメントシステムを処分する場合は、あらかじめ「財産処分承認申請書」を提出し、市長の承認を受けてください。

年 月 日

（宛先）山形市長

（申請者）

郵便番号	〒
所在地	
企業（法人）名	※事業者の場合のみ記入
フリガナ 代表者職氏名	※事業者以外の場合は氏名（フリガナ）のみ記入
電話番号	

財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定があった令和6年度山形市非FIT型太陽光発電設備等導入事業費補助金に係る事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、令和6年度山形市非FIT型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第12条第3項の規定により申請します。

記

- 1 処分の方法  売却  譲渡  交換  貸与  担保  廃棄  
 その他（ ）

※該当する項目にチェックしてください。

- 2 処分の時期 \_\_\_\_\_年 月 日(から \_\_\_\_\_年 月 日まで)

- 3 処分の理由 \_\_\_\_\_

- 4 処分の条件 \_\_\_\_\_

- 5 処分財産の状況

財産の種類	形式	数量	取得価格	取得年月日	残存価格	備考